

# 立川市の放射線量暫定基準値設定について

## 1. 暫定基準値設定

公共施設などについて、局所的に放射線量が高くなる可能性がある場所の測定を行います。

地表面より 5 cm の場所で毎時 0.23 マイクロシーベルト以上の空間放射線量を測定した場合、放射線量低減に向けた対応を行います。

## 2. 暫定基準値の考え方

毎時 0.23 マイクロシーベルトの暫定基準値の考え方については、次のとおりです。

国際放射線防護委員会（2007 年）の勧告では、一般の人の年間積算放射線量の指標として、平常時は年間 1 ミリシーベルト以下としています。なお、この数値は、一般の人が受ける放射線の量をなるべく低く抑えようとするための指標であり、健康に影響を及ぼすか否かを示す基準ではありません。また、この指標値には、次の 2 点は含まれていません。

- 1 自然界から受けるといわれている年間 2.4 ミリシーベルト（世界平均）の放射線量（大地、宇宙、大気及び接取した食物からの放射線）
- 2 医療行為によって受ける放射線量（医療現場でのレントゲンや CT スキャン、がんの治療などによる放射線）

立川市では測定結果をもとに 1 年間の積算線量を推計する場合は、以下のよう  
に算定いたします。

$(\text{測定結果} - \text{自然放射線量}) \times (16/24 \times 0.4 + 8/24 \times 1) \times 24 \text{ 時間} \times 365 \text{ 日}$

※ 条件

- ・ 自然放射線量は全国平均で 0.04 マイクロシーベルト/時間
- ・ 屋外に 8 時間、木造家屋内に 16 時間いると仮定
- ・ 木造家屋内（16 時間）における低減（係数 0.4）

この式から約年間 1 ミリシーベルトとなる測定値を求めると約毎時 0.23 マイクロシーベルトとなります。立川市ではこの値を放射線の除染を実施する暫定基準値とします。

$(\text{測定結果} 0.23 - \text{自然放射線量} 0.04) \times (16/24 \times 0.4 + 8/24 \times 1) \times 24 \text{ 時間} \times 365 \text{ 日}$

≒年間 998 マイクロシーベルト

≒年間 1 ミリシーベルト

### 3. 基本的な対応方針

- (1) 空間放射線量が地上 5cm の場所で毎時 0.23 マイクロシーベルト以上  
場合

簡易な除染を行います。基本的には強い水流の利用またはブラッシング等により、洗い流します。泥や落ち葉、剪定枝等については回収し、生活上影響のない場所に埋めます。樹木については剪定します。

なお、泥等を埋める場合は、原則同一施設の敷地内で、覆土厚さを 30cm 以上確保し埋めます。

- (2) 空間放射線量が地上 5cm の場所で毎時 1 マイクロシーベルト以上の場  
合

文部科学省のガイドラインに沿った測定を行い、連絡の必要があるか判断します。

連絡の必要がある場合、文部科学省に連絡し、対応を協議します。

連絡の必要が無い場合は、簡易な除染を行います。基本的には強い水流の利用またはブラッシング等により、洗い流します。泥や落ち葉、剪定枝等については回収し、生活上影響のない場所に埋めます。樹木については剪定します。

なお、泥等を埋める場合は、原則同一施設の敷地内で、覆土厚さを 30cm 以上確保し埋めます。